

基 発 0328 第 3 号  
平成 28 年 3 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労働安全衛生法における登録性能検査機関等の登録基準に  
係る運用の一部改正について

標記について、平成 16 年 3 月 19 日付基発第 0319009 号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及びの告示の改正等について」（以下「通達」という。）を下記のとおり改正し、本日より適用するので、その運用に遺漏なきを期されたい。

#### 記

- 1 通達別添 2 中「登録性能検査機関（安衛法別表第 9 関係）」の項の「検査・検定員の条件」の欄の 5 中（2）から（9）までを（3）から（10）までとし、（1）の次に次の号を加える。  
（2）クレーン又は移動式クレーンの性能検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第 9 の特定研修であって学科研修の時間が 40 時間以上であり、かつ、検査実習が 3 件以上であるものを修了したもの
- 2 通達別添 2 中「登録個別検定機関（安衛法別表第 12 関係）」の項の「検査・検定員の条件」の欄の 3 中（2）から（10）までを（3）から（11）までとし、4 及び 5 中（2）から（11）までを（3）から（12）までとし、同欄の 3、4 及び 5 中（1）の次に次の号を加える。  
（2）ボイラー又は第一種圧力容器の製造時等検査に係る検査員の要件を有する者で、短期研修を修了したもの

基 発 0328 第 4 号

平成 28 年 3 月 28 日

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

会長 前田 豊 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法における登録性能検査機関等の登録基準に係る  
運用の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり都道府県労働局長あて発出したので、了  
知されたい。

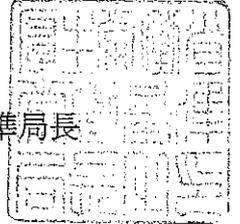
基 発 0328 第 4 号

平成 28 年 3 月 28 日

一般社団法人日本クレーン協会

会長 山川 宏 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法における登録性能検査機関等の登録基準に係る  
運用の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり都道府県労働局長あて発出したので、了  
知されたい。

基 発 0328 第 4 号

平成 28 年 3 月 28 日

株式会社クレーン検査センター

代表取締役 小坂井 実 殿

厚生労働省労働基準局長



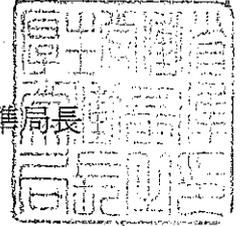
労働安全衛生法における登録性能検査機関等の登録基準に係る  
運用の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり都道府県労働局長あて発出したので、了  
知されたい。

基 発 0328 第 4 号  
平成 28 年 3 月 28 日

シマブンクレーン検査株式会社  
代表取締役 桑田 耕治 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法における登録性能検査機関等の登録基準に係る  
運用の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり都道府県労働局長あて発出したので、了  
知されたい。

基 発 0328 第 4 号  
平成 28 年 3 月 28 日

一般社団法人日本ボイラ協会  
会長 高村 淑彦 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法における登録性能検査機関等の登録基準に係る  
運用の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり都道府県労働局長あて発出したので、了  
知されたい。

基 発 0328 第 4 号  
平成 28 年 3 月 28 日

エイチエスビージャパン株式会社  
代表取締役 渡部 覚 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法における登録性能検査機関等の登録基準に係る  
運用の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり都道府県労働局長あて発出したので、了  
知されたい。

基 発 0328 第 3 号

平成 28 年 3 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

労働安全衛生法における登録性能検査機関等の登録基準に係る運用の一部改正について

標記について、平成 16 年 3 月 19 日付基発第 0319009 号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及びの告示の改正等について」（以下「通達」という。）を下記のとおり改正し、本日より適用するので、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 通達別添 2 中「登録性能検査機関（安衛法別表第 9 関係）」の項の「検査・検定員の条件」の欄の 5 中（2）から（9）までを（3）から（10）までとし、（1）の次に次の号を加える。
  - （2）クレーン又は移動式クレーンの性能検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第 9 の特定研修であって学科研修の時間が 40 時間以上であり、かつ、検査実習が 3 件以上であるものを修了したもの
- 2 通達別添 2 中「登録個別検定機関（安衛法別表第 12 関係）」の項の「検査・検定員の条件」の欄の 3 中（2）から（10）までを（3）から（11）までとし、4 及び 5 中（2）から（11）までを（3）から（12）までとし、同欄の 3、4 及び 5 中（1）の次に次の号を加える。
  - （2）ボイラー又は第一種圧力容器の製造時等検査に係る検査員の要件を有する者で、短期研修を修了したもの